

部活動基本方針

(1) 部活動の目標 …… 協力・友情・忍耐・創造の精神

- ① 健全な趣味、特技を育て、余暇を有意義に活用できる知識、技能、態度を身につけさせる。
- ② 同好者の集団の中で、リーダーシップ、奉仕と協調の精神を養う。
- ③ 自主的・自発的な活動を促進し、生涯学習の基礎づくりの場とする。
- ④ 集団活動を行う中で友情を深め、社会性を養い、教師と生徒、上級生と下級生間の豊かな人間性を育てる。
- ⑤ 体力の向上、健全な精神や情操を育む態度を育てる。

(2) 基本方針

- ① 部活動は教育活動の一環として指導する。
- ② 部活動は、全教師であたるものとする。
- ③ 顧問・副顧問・コーチ・部活動指導員（以下、顧問等という）、部員、保護者が三者連携を密にしながら、共通理解のもと協力体制を確立しながら指導していく。
- ④ 教師と生徒、上級生と下級生が相互の信頼と友情と協力で結ばれた状態を保ちながら指導していく。
- ⑤ 部活動を通じて、スポーツ精神を養いつつ、いかなる場においても動じない生活態度、マナー（スポーツマンシップ）が身につくようにする。
- ⑥ 家庭生活や学校生活においても、自主的・自発的に計画し、実践活動にも参加して、他の生徒の模範となるよう指導する。
- ⑦ 原則として、毎週水曜日と第三日曜日（家庭の日）は活動を休みとする。
- ⑧ 原則として、土曜日・日曜日のいずれか一日は休みを設ける。
- ⑨ 一日あたりの練習時間は平日2時間程度、休日においては3時間程度を超えない時間設定とする。
* 2時間越える場合は、学校長の承認を得ること
* 休日の場合練習試合等での移動時間や試合の待ち時間、昼食時間等は除く。
(南城市部活動ルールブックに記載内容)
- ⑩ 長期休業中は家族とふれ合う時間や各種の体験的活動の時間が確保できるように、週1から2日程度の休養日以外に、まとまった休みを設ける。

(3) 部員の心得

- ① 顧問等の指導は素直に受け入れる。
- ② キャプテンは常に顧問等と連絡を密にし、練習がスムーズに行くように務める。
- ③ キャプテン及び部員は常に安全面に気を配って活動する。
- ④ 礼儀を重んじ、先生方や保護者、部員間の挨拶も活発に行えるようにする。
- ⑤ 職員室での対応は礼儀正しく行い、用件をはっきり言えるようにする。
- ⑥ 常に動作は機敏にし、下校時は寄り道、買い食いは絶対にしない。
- ⑦ 金銭は持ってこないようにする。万一金銭を持ってきた場合は顧問等に預けるようにし紛失や盗難には充分気をつける。
- ⑧ 活動はユニフォームや部着を着用し、スポーツをするのにふさわしい服装で行う。
- ⑨ 部員は文武両道をめざし、部活動だけでなく、学習にも一生懸命取り組む。
- ⑩ 同級生は相互に信頼しあい、友情を深め、下級生からは尊敬される上級生となり、また、下級生を信頼して頑張る。

- ⑪ 家族などから、部活動をさせてよかったと思われるように努力する。
- ⑫ 常に知念中学校の生徒としての誇りと自信を持って行動する。
※ 自主的・意欲的・積極的・創造的な練習に努めよう。

(4) 部活動規定

① 活動（練習）に関すること。

- ア 活動は、顧問等がつくこととする。
- イ 活動時間は厳守すること。
- ウ 活動時間は下記の通りとし、中体連主催の大会は1ヶ月前、また、その他の各種大会については2週間前から校長の許可を得て、活動時間を30分延長することができる。ただし、活動時間の延長は、顧問等がつくときに限る。

※ 延長の申請をする際は、事前に保護者の許可も得ることが望ましい。

活動時期	4月～9月	11月～1月	10月、2月～3月
活動終了時刻	6時30分(下校6:45)	5時45分(下校6:00)	6時00分(下校6:15)

- エ 部には、キャプテン1名、副キャプテン1名を置くものとする。
- オ 長期休業中の活動は、午後4時までとする。
- カ 休日等も自転車、スリッパでの登校は禁止する。
- キ 定期テストの際は技能教科3日前、5教科5日前から活動停止とする。ただし、下記の事項を遵守したうえで大会1週間前からは校長の許可と保護者の了承を得て、1時間以内活動することができる。
※テスト前に活動停止期間を設けているという方針に鑑みて、その活動には配慮を要するものとする。
- ク 学校の行事、学級の活動を優先する。
- ケ 部室や用具室等は、常に保清に心がけ、各顧問が責任を持って管理する。
- コ 普通教室・特別教室等を使用する場合は、必ず担当教師の許可を得て使用する。
- サ 合宿は、顧問が所定の用紙に記入し、校長の許可を得なければならない。
- シ 早朝練習は、顧問が所定の用紙に記入し、校長の許可を得なければならない。
ただし、活動は顧問がつくときに限る。
- ス 休日や長期休業日の携帯電話等の校内への持ち込みは禁止とする。但し、校外における大会や練習試合については、顧問（副顧問）と確認のもと、対応することとする。
- セ その他、必要なことは部顧問会で決定する。

② 対外試合に関すること

- ア 大会および練習試合は、顧問（副顧問）がついて行う。
- イ 部設置をしていない競技の大会（中体連主催）引率は、副顧問を充てるものとする。
- ウ 大会に関する費用やチーム登録料（個人は除く）は、教育予算等の割り当てでまかなう。

③ 指導者に関すること

- ア 部顧問・副顧問は本校教師とし、学校長が委嘱するものとする。
- イ 外部指導者については、「知念中学校部活動外部コーチ規則」に定め、学校長が委嘱する。
- ウ 部活動指導員については、「南城市部活動指導員の任用」についての流れを経て申請を市教育委員会に申請し、市教委育委員会が任命する。

④ 下校に関すること

下校は、活動終了後すみやかに行うこと。

⑤ 規定違反について

下記の規定に違反した時、部活動の停止または、大会への出場停止（個人・チーム）を命じる場合がある（部顧問会で審議し、決定する）。

ア 活動時間の違反。

イ 服装・身なりの違反。

ウ 練習後の後片づけや部室の戸締まりを怠ったとき。

エ 買い食いをしたとき（登下校時）。

オ その他、他人に著しく迷惑をかけるなど中学生らしかぬ行動をとったとき。

⑥ 入退部及び除籍について

ア 入部は、保護者が所定の用紙に記入し、顧問に直接提出して許可を得る。顧問は、入部を許可した生徒の保護者に対して、入部許可書を発行する。

イ 退部は、保護者が所定の用紙に記入し、顧問に提出して許可を得る。顧問は、退部を許可した生徒の保護者に対して、退部許可書を発行する。

ウ 上記⑤．オや顧問の指導に従わないときは、臨時部顧問会で審議し、除籍することがある。

⑦ 部顧問会について

ア 全部顧問で構成する。

イ 部顧問会は毎月年間計画に入れ実施する。又、必要に応じ臨時に実施することもある。

⑧ キャプテン会について

自主的・意欲的・創造的な部活動運営を目指し、各大会のチーム目標の設定や部室の清掃、管理点検、下校指導、ボランティア活動など、必要に応じてキャプテンを招集し、キャプテン会を通して活動の充実を図る。

⑨ 部の設立・廃部について

ア 部設立の条件は、

(ア) 年間を通して団体競技種目に出場できる人数を有すること。

(イ) 継続的に指導教師（常勤）が確保できる環境にあること。

以上、条件が満たされる状況にあり、かつ申し出により、部顧問会で設置に係る検討を行う。

学校長は、部顧問会の結果を受け、部（新規）設立の可否を判断する。

イ 部廃部の条件は、

部設立の条件を満たすことができなくなった場合とする。

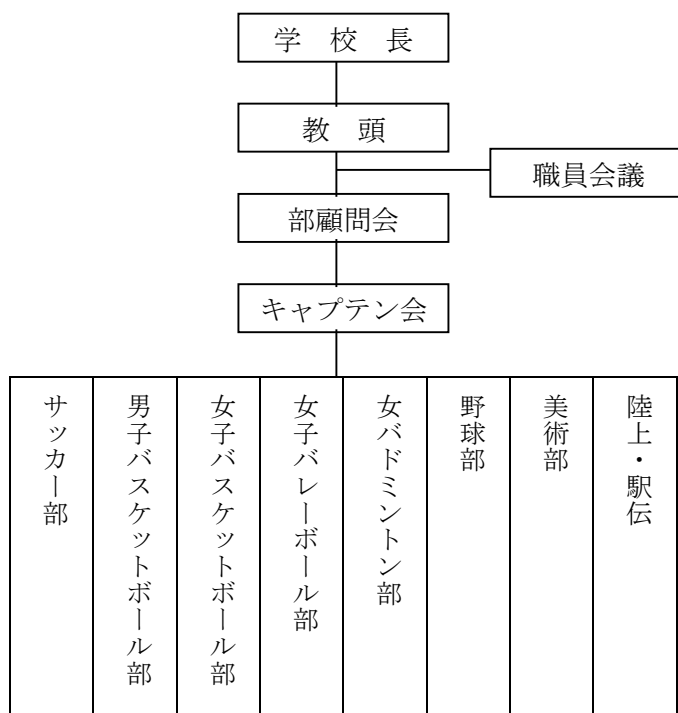
学校長は、部顧問会の結果を受け、部廃部を決定する。

⑩ 同好会について

本校の生徒数の減少および職員数の減少に伴い、新たな同好会の発足は行わない。また、既

存の同好会については、発足時の取り決めに基づき、発足時の世話役（職員）が転勤等で異動になる場合、新入部員の受け入れは行わない。

(5) 部活動組織図



知念中学校 部活動外部コーチ規則

(目的)

第1条 この規則は、部活動教職員外指導者（以下、外部コーチという）に関し必要事項を定めることを目的とする。

(設置)

- 第2条 ① 本校においては、外部コーチを置くことができる。
- ② 外部コーチは、部顧問・副顧問が部顧問会に推薦し、部顧問会で話し合った意見を参考にして校長が決定する。
- ③ 外部コーチはボランティア（無報酬）とする。

(身分保障)

第3条 外部コーチが部活動に関連して、本人の事故が発生した場合の責任及び保障については、本校が加入手続きをとった保険の保障内で対応するものとする。

(職務)

第4条 外部コーチは、部顧問・副顧問（教職員）の指示または話し合いにより、技術指導、生徒指導にあたるものとする。

(任期)

- 第5条 ① 外部コーチの任期は1年とし、委嘱された日から翌年の3月末日までとする。
- ② 外部コーチは再任することができる。再任にあたっては、当該部顧問・副顧問及び部顧問会の意見を受け、校長が決定する。
- ③ 校長は、第6条各項に違反し、または特別な事情があると認められるときには、任期途中であっても外部コーチを解嘱することができる。

(服 務)

- 第6条 ① 外部コーチは、部顧問・副顧問と連絡を密にし、相互協力しなければならない。
- ② 外部コーチは、独断で部活動を行ってはならない。
- ③ 外部コーチは、その職務を遂行するにあたって、法令、条例、教育委員会規則、中体連規則、知念中部活動規定並びに部顧問会の取り決め等に従わなければならない。
- ④ 外部コーチは、競技大会等において審判及び本部役員の指導や指示に対し、真摯な態度で対応しなければならない。
- ⑤ 外部コーチは、その職の信用を傷つけ、またはその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(委 任)

- 第7条 この規則に定めるものの他、外部コーチに関し必要な事項は部顧問会の意見を聞いて校長が別に定める。

- (附 則)** この規則は、平成24年4月1日から施行し、その日から適用する。